

## 第1章 「とくしま農林漁家民宿」とは

### 1-1 民宿とは

法令上、民宿の定義はありませんが、施設規模上、その多くは旅館業法に定める「簡易宿所営業」に該当する施設として扱われています。

旅館業法に基づく分類は、表1のようになります。

表1 旅館業法に定める旅館営業許可業種（3業種）

旅館営業許可業種	施設定義及び施設基準（抄）
旅館・ホテル営業	○施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの ・一客室の床面積 7㎡以上（寝台を置く客室は、9㎡以上）
簡易宿所営業 注）いわゆる「民宿」は簡易宿所営業に該当	○宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの 1 宿泊者数 <u>10人以上</u> の場合 客室の延床面積……33㎡以上 2 宿泊者数 <u>10人未満</u> の場合 客室の延床面積……定員×3.3㎡以上
下宿営業	○施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

### 1-2 「とくしま農林漁家民宿」とは

平成15年度から実施された構造改革特区の推進に伴い、農林漁業体験民宿が旅館業法、建築基準法及び消防法等の規制緩和や各県独自の弾力的運用等により比較的容易に開業できるようになりました。全国的にも農林漁業体験民宿が推進されるようになってきました。

徳島県においても、この緩和措置等を活用し都市と農村の交流の推進や農山漁村の活性化のために農林漁業体験民宿の推進を図ることといたしました。

そこで、小規模で比較的容易に開業できる客室延床面積が33㎡未満であり、かつ定員が10名未満の農林漁業者が営む「農林漁業体験民宿」を、徳島県では、特に「とくしま農林漁家民宿」と呼び、これを推進することといたしました。なお、農林漁業体験民宿とは、農林漁業体験等を提供する民宿をいいます。

この書では、一般的に用いる農林漁業体験民宿については、「農林漁家民宿」という言葉で説明することとします。

表2 「とくしま農林漁家民宿」の位置付け

	簡易宿所	とくしま農林漁家民宿
経営者	農林漁家 非農林漁家	農林漁家 非農林漁家（一部地域のみ）
定員	施設の規模による (客室延床面積33㎡未満の場合：10人未満)	10人未満
客室延床面積	33㎡以上 (定員10人未満の場合：定員×3.3㎡以上)	33㎡未満 注) (1人当たり床面積3.3㎡以上)
農林漁業体験	任意	○
その他	—	設備面の規制緩和措置あり

注)「とくしま農林漁家民宿」の客室延床面積33㎡については、通常足を踏み入れない床の間や押入、簡単に移動できないタンス等は面積に算入しません。

#### <参 考>

農林漁業体験民宿とは

農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成7年施行、以下「余暇法」と記す。）において、農林漁業体験民宿業は次のように定義づけられています。

#### 第2条

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

同法が平成17年6月に一部改正（同年12月施行）されるまでは、農林漁業体験民宿を経営する者は農林漁家等に限定されてきました。このとき、農林漁業体験民宿業を営む民宿を、便宜的に「農家民宿」又は「農林漁家民宿」と呼ぶことが一般的になりました。

なお、平成17年の法改正で、既存の宿泊施設（一般の民宿・旅館など）が、地域の農林漁家と連携する場合も農林漁業体験民宿として登録することが可能となり、さらに平成28年の旅館業法改正により、客室延床面積が33㎡未満かつ定員10人未満（1人あたりの延床面積が3.3㎡以上）まで簡易宿所の延床面積基準が緩和されました。

注) 農林漁業体験民宿登録制度については、参考資料2参照。